

鳥羽市 公園施設長寿命化計画

平成 28 年 2 月

三重県鳥羽市建設課

1. 都市公園整備状況

(平成 27 年 11 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
29 ヶ所	19.2ha	17.7 人/㎡

2. 計画期間 [平成 28 年度～平成 37 年度 (10 箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
8	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11

②選定理由

長寿命化計画の策定により、より効果的な維持管理に資する為、公園規模・公園施設数・利用状況を勘案し街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園を対象とした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
52	2	142	49	41	11	17

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
388	0	1	703

②これまでの維持管理状況

鳥羽中央公園（運動公園）の運動施設の日常管理については、（公財）鳥羽市武道振興会に指定管理委託をしている。その他の公園については、日常の点検・清掃においては、（公社）鳥羽市シルバー人材センターに業務委託をしている。遊具の点検については、鳥羽市建設課職員により、定期点検を行っており、不良箇所を発見次第、修繕を行っている状況である。

③選定理由

鳥羽市が管理する都市公園 29 箇所のうち、公園面積が 2ha 以上の公園 3 箇所及び遊具がある街区公園 8 箇所を選定した。

公園施設の経過年数や材質、劣化状況等が把握され効果的に維持管理ができるよう公園の全施設を対象とした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は平成 27 年 9 月から 10 月の期間に実施した。

①一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は遊具を除く 654 施設のうち予防保全型管理の候補とした 53 施設について実施した。

- a. 一般施設（46） A 判定：6 施設、B 判定：21 施設、C 判定：17 施設、D 判定：2 施設
- c. 土木構造物（0）
- d. 建築物（7） A 判定：3 施設、B 判定：2 施設、C 判定：2 施設

②遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

遊具に関しては、健全度調査にて劣化判定 D が出た施設を使用禁止にすることで、対応をしている。

- b. 遊具等（49）：A 判定：1 施設、B 判定：20 施設、C 判定：24 施設、D 判定：4 施設

③各種設備

法令等で点検が必要な施設について、点検を実施したが、大きな異常は確認されなかった。

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、鳥羽市建設課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、（公財）鳥羽市武道振興会及び（公社）鳥羽市シルバー人材センターに委託し、実施する。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・日常点検で安全利用面で問題となる施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また、対象施設の健全度調査を実施し、設備の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・安全利用面で問題となる施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・長寿命化計画策定時に実施した定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

- ・法で定める年 1 回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

①予防保全型に類型した施設

a. 一般施設等、c. 土木構造物

- ・出来るだけ健全度が B 時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後保全・予防保全の類型は、公園施設ごとの管理類型の例などを参考にして確定す

る。

- ・ 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

d. 建築物等

- ・ 100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し、健全度調査として活用する。また、鳥羽市で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

②事後保全型に類型した施設

- ・ 健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回、長寿命化計画を策定した公園における年間のライフサイクルコスト縮減額は2,055,000円である。